

# **柔軟性のある権利制限規定の検討状況 (AI開発関係)**

**平成29年2月**

**文化庁長官官房著作権課**

## 【背景等】

- 文化審議会著作権分科会においては、これまでも新しい時代に対応した制度の在り方について随時検討してきたが、今日、デジタル・ネットワークの更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境は更なる変化に直面。
- IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新等を背景に、大量の情報から付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。
- 技術革新など社会の変化に適切に対応できる柔軟性を備えた権利制限規定の整備やライセンス体制の構築の支援など、新たな時代における著作権制度に対する社会の要請に応じてゆく必要あり。



- 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置。
- 現在または将来予想される**著作物利用ニーズを把握・整理**し、権利制限規定の柔軟性を高めることにより**我が国において生じ得る効果と影響等に関する分析**を行った上で、権利制限の必要性・相当性が認められる**優先的に検討すべきニーズに対して我が国に適した「柔軟性のある権利制限規定」の在り方**を検討。
- **平成29年2月**、ワーキングチームにおける検討結果を踏まえ、**法制・基本問題小委員会中間まとめを取りまとめ**。

(参考)関連する政府計画:

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月知的財産戦略本部決定)

デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め、具体的に検討し、必要な措置を講ずる。

「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定)

第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進める。

## 【中間まとめの概要】

### ① 著作物利用ニーズの把握と整理

○文化庁が実施したデジタル・ネットワークの発達に伴う著作物等の利用円滑化に係るニーズ募集に寄せられたニーズを整理し、**優先的に検討すべきニーズを6つの類型に分類。**

〔 ①所在検索サービス、②情報分析サービス、③システムのバックエンドでの複製  
④翻訳サービス、⑤リバース・エンジニアリング、⑥その他CPS関係サービス 〕

### ② 権利制限規定の柔軟性の効果と影響

○著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等について専門的に分析するため、社会調査や文献調査等の調査研究を実施し、得られたデータを基に検討。

○その結果、利用の状況・場面を特定しない一般的・包括的な権利制限規定を設けることについて、割合は小さいものの、**訴訟リスクを採ることに積極的な企業等については、「公正な利用」の促進効果が一定程度期待できる一方で、大半の企業や団体については「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できないと評価。**一方、誤解に基づく侵害など**「不公正な利用」を助長する可能性が高まること**が示唆された。

### ③ 具体的な制度設計の在り方

○上記検討を踏まえ、我が国における「柔軟性のある権利制限規定」の整備については、**明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当との結論を得た。**

# 【制度整備の基本的な考え方】

～明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の権利制限規定の組合せによる「多層的」な対応～

## [第1層]

著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害しないと評価できる行為類型

⇒ 行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備

- 技術開発等のための試験(30条の4)
- ネットワークにおける送信の障害防止等(47条の5)
- 情報解析(47条の7)
- コンピュータにおける著作物利用の円滑化(47条の8)
- ネットワークによる情報提供準備(47条の9) 等

## [第2層]

著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型

⇒ 著作物の利用目的等によって大きくりに範囲を画定し、相当程度柔軟性のある規定を整備

- インターネット情報検索(47条の6) 等

## [第3層]

公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

⇒ 利用目的ごとに公益性や権利者の利益との調整に関する政治的判断が必要。権利制限の範囲を画定した上で、それぞれの範囲ごとに適切な柔軟性を備えた規定を整備

- 教育関係(35条等)
- 障害者関係(37条等)
- 報道関係(41条) 等

権利者の利益を不当に害する領域

権利者に及ぶ不利益

※上図は、現行著作権法の各規定が主として属する領域を示したもの。

# 【著作物の本来の利用には該当せず、権利者の利益を通常害しないと評価できる行為類型(第1層)について】

## 1. 第1層の考え方

- 以下のような行為は、著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害しないと評価できる(※)。  
(※)具体的な利用の態様によっては権利者の利益を不当に害するものもあると考えられる。
  - ① **著作物の表現の知覚を伴わない利用行為** (例: 情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等)
  - ② 著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らして当該著作物の表現の享受に向けられたものと評価できない行為 (例: 技術開発の試験の用に供するための著作物の利用等)
  - ③ 著作物の知覚を伴うが、情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる利用行為であって独立した経済的な重要性を有さないもの(例: 電子計算機における処理の高速化のためのキャッシングや情報通信の付加低減のためのミラーリング等)
- 第1層に当たる行為類型が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、**抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当**。

## 2. AI開発に関する記載(中間まとめより抜粋)

第1層に属する行為類型のうち相当程度のもは近年の累次の法改正によって既に権利制限の対象となっていると考えられるが、**技術の進展に伴い、現行規定に定める利用行為に類するものであるものの現行規定の対象範囲から外れるおそれのある行為が新たに生じてきているとの指摘がなされている(※)**。これは、現行規定の要件の一部に立法時に把握されたニーズの内容や技術仕様を前提として設定されたものがあるために、既存の規定と同様の趣旨が妥当する行為であるにもかかわらずその行為が当該要件のために権利制限の対象から外れてしまうという事態が生じたものであると言える。

(※)例えば、**法第47条の7**について、「統計的」要件がAIによる深層学習に対応できていないのではないかといった指摘や複数の主体が協業で情報解析用データベースの作成と情報解析を分担して行う場合に権利制限が適用されないとの疑義がある旨の指摘がある。これらの行為については、**権利者の利益を害するものでないことから権利制限の対象となるべき行為である旨の意見が示された**。なお、後者の指摘については現行法の解釈によっても対応可能であるとの意見もあった。

この点、…権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害しないと考えられることから、現行規定と同様の趣旨が妥当する行為であれば、同様に権利制限の対象とすることが適当である。このため、第1層に係る制度整備に当たり、現行規定についても、必要以上に個別具体的な形又は特定の技術に偏った形で厳格な要件が付されていないかを確認した上で、技術的中立性にも配慮しながら必要な手当てを行うべきであると考えられる。